令和4年第1回広川町議会臨時会会議録

- 1. 招集年月日 令和4年1月14日
- 2. 招集場所 広川町議会議事堂
- 3. 開 会 令和4年1月14日(午前9時30分)
- 4. 応招議員

議長	野	村	泰	也	7番	丸	Щ	修	\equiv
1番	Щ	下		茂	8番	光	益	良	洋
2番	丸	Щ	幸	弘	9番	池	尻	浩	_
3番	竹	下	英	治	10番	原	野	利	男
4番	栗	原	福	裕	11番	梅	本		哲
5番	江	藤	美什	卡子	12番	野	田	成	幸
6番	71	菠	韹	产					

- 5. 不応招議員 なし
- 6. 出席議員 応招議員に同じ
- 7. 欠席議員 不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町		長	渡	邉	元	喜	住	民	課	長	谷	П	裕	子
副	町	長	飯	田	潤-	一郎	福	祉	課	長	郷	田	貴	啓
教	育	長	冨	Щ	拓_	二郎	建	設	課	長	樋	口	信	吾
政策	調整部	果長	丸	Щ	英	明			興課∄ 会事務		井	上	新	五.
	#庁舎建設推進 理委員会書		鹿	田		健	協作	動推	進調	果長	萩	尾	勝	昭
	管 理 者 !長兼会計		前	田	武	博	教育委	差員会事	務局教育	育次長	中	島		孝
環境	衛生調	果長	小	松	朋	雄								

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長 原野 昌文 書 記 野田 利昭 議会事務局係長 丸山 順子

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

日程第4 報告第2号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

日程第5 承認第1号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承

認について

日程第6 議案第1号 小椎尾梯線道路災害復旧工事に係る変更契約の締結について

日程第7 議案第2号 梯本線道路災害復旧工事請負契約の締結について

日程第8 議案第3号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第8号)について

午前9時30分 開会

〇議長 (野村泰也)

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和4年第1回広川町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会に提出されております議案は、損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告が2件、一般会計補正予算の専決処分が1件、契約の締結が2件、令和3年度広川町一般会計補正予算が1件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

皆さんおはようございます。本日は令和4年第1回広川町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御参集していただき、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症が、今月に入り、オミクロン株の急激な感染拡大となり、広島県、山口県、沖縄県にまん延防止等重点措置が発令されました。広川町でも感染者が出ている状況であります。感染拡大防止に向けて、3回目のワクチン接種を急いでおります。町民の皆様には引き続き感染防止のため、不要不急の外出を控え、「新生活様式」を守り、生活していただきますようお願い申し上げます。

さて、本日の提案につきましては、住民税非課税世帯等への臨時特別給付事業を計上した 一般会計補正予算など、6件でございます。議案の提案理由につきましては後ほど御説明申 し上げますが、慎重な御審議を賜りまして御決定いただきますようお願い申し上げまして、 開会の御挨拶といたします。

〇議長 (野村泰也)

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長 (野村泰也)

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録の署名議員は、2番丸山幸弘君と8番光益良洋君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

〇議長 (野村泰也)

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る1月11日、議会運営委員会に諮ったところ、本日1日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号

〇議長 (野村泰也)

日程第3.報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題 といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

報告第1号

損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月14日提出

広川町長 渡邉 元喜

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長 (野村泰也)

住民課長。

〇住民課長(谷口裕子)

おはようございます。 2ページを御覧ください。

専決第10号 専決処分書について御説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について、令和3年 12月17日に専決処分を行いました。

損害賠償の内容ですが、昨年11月16日火曜日、午後2時30分頃に、医療従事者に対する3回目の新型コロナウイルスワクチン接種の予約及び接種等の説明のため訪問いたしました新代地内医療機関敷地内での物損事故によるものです。

当該医療機関の建物は、2階が診療所、1階部分が駐車場となっており、その駐車場に本 町職員が運転いたします軽バン、公用車をバックで駐車しようとした際、建物の駐車場の天 井部壁に誤って軽バン車両のルーフ、屋根の左側後方面が接触したものです。本来、車の高 さと駐車場の天井の高さを確認して駐車すべきでしたが、それを怠り、車高より駐車場の天 井が低かったため、建物天井壁と車両ルーフが接触したことによる破損でした。

過失割合は町が全ての10割、損害額は建物破損分の23,100円となり、相手方の医療機関に 支払うことで示談が成立しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第1号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめます。

日程第4 報告第2号

〇議長 (野村泰也)

日程第4.報告第2号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

報告第2号

損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり損害賠償額の決定及び和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月14日提出

広川町長 渡邉 元喜

内容につきましては、建設課長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたしま す。

〇議長 (野村泰也)

建設課長。

〇建設課長(樋口信吾)

報告第2号について説明いたします。

裏面の4ページの専決処分書を御覧ください。

本件は、町道中央線にある中央橋の張り出し床版周囲に路面沈下による段差が生じておることによるパンク事故の案件で、当事者との和解が成立しましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償額の決定及び和解について専決処分をするものであります。

事故は令和3年12月11日土曜日の午前9時頃に発生したもので、広川町大字長延659番地1の東側、町道中央線の中央橋を町内在住の方が通過されていた際の事故であります。

事故の状況は、橋梁部と一般車道部に段差が生じており、普通乗用車のタイヤ側面が床版コーナー部に衝突することでタイヤがパンクし、アルミホイールが損傷したものであります。 和解の要旨は、町側の過失割合を5割とし、損害賠償額35,530円を事故の相手方に支払うものであります。

対処方法としましては、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険により修理費を損害賠償することで相手方と協議が成立しており、示談しております。

以上です。

○議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

報告第2号 損害賠償額の決定及び和解に係る専決処分の報告については、報告のみにとどめます。

日程第5 承認第1号

〇議長 (野村泰也)

日程第5. 承認第1号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

承認第1号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認についてのお願いでございます。

承認第1号

令和3年度広川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和3年度一般会計補 正予算(第7号)を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年1月14日提出

広川町長 渡邉 元喜

提案理由、子育て世帯への臨時特別給付金について、100千円の一括支給を実施するために専決処分を行った令和3年度広川町一般会計補正予算(第7号)について報告し、承認を求めるものでございます。

慎重審議をいただいて、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略して採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。

承認第1号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認についてを 採決いたします。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第6 議案第1号

〇議長 (野村泰也)

日程第6. 議案第1号 小椎尾梯線道路災害復旧工事に係る変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

議案第1号

小椎尾梯線道路災害復旧工事に係る変更契約の締結について 小椎尾梯線道路災害復旧工事について、次のように変更契約を締結するものとする。

広川町長 渡邉 元喜

- 1 事業名 小椎尾梯線道路災害復旧工事
- 2 当初契約額 2億636万円
- 3 変更契約額 2億2,202万7,300円
- 4 契約の相手方 福岡県八女郡広川町大字水原1433番地1

株式会社猪口建設

代表取締役 猪口 進二

提案理由

小椎尾梯線道路災害復旧工事について、工事費を増額する変更契約が必要となったため、 広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和40年広川町条 例第19号)第2条の規定に基づき町議会の議決を求める。

慎重審議をいただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第1号 小椎尾梯線道路災害復旧工事に係る変更契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

〇議長(野村泰也)

日程第7. 議案第2号 梯本線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

議案第2号

梯本線道路災害復旧工事請負契約の締結について

梯本線道路災害復旧工事について、次のように契約を締結するものとする。

広川町長 渡邉 元喜

- 1 事業名 梯本線道路災害復旧工事
- 2 契約額 5,786万円
- 3 契約の相手方 福岡県八女郡広川町大字水原3849番地

株式会社中村組

代表取締役 中村勇介

提案理由

梯本線道路災害復旧工事のため、指名競争入札により契約者を定めたが、その者と工事請 負契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき締約及び財産の取得又は処分に関 する条例(昭和40年広川町条例第19号)第2条の規定に基づき町議会の議決を求める。

慎重審議をいただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。 これから議案第2号 梯本線道路災害復旧工事請負契約の締結についてを採決します。 原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号

〇議長 (野村泰也)

日程第8. 議案第3号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

〇町長 (渡邉元喜)

議案第3号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。 予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に203,269千円を追加し、予算総額を9,595,571千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款 2 項. 国庫補助金は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金及び 事務費補助金を203, 269千円増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

3款1項. 社会福祉費は、臨時特別給付金の支給に係る事業費等を203,269千円増額計上 しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (野村泰也)

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第3号 令和3年度広川町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (野村泰也)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第1回広川町議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前9時51分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野村泰也

2番議員 丸山幸弘

8番議員 光益良洋